

平成 27 年 4 月 14 日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 大谷 敦志

北朝鮮に対する輸出入禁止措置の継続に伴う協力依頼について

平素は税関行政に対しご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、北朝鮮に対しては、平成 18 年 10 月 14 日から北朝鮮からの輸入の禁止措置及び北朝鮮船籍のすべての船舶の入港を禁止した上で、平成 26 年 7 月 4 日の閣議決定において人道物資輸送のための北朝鮮籍船舶の入港を可能としています。また、北朝鮮への輸出については、平成 21 年 6 月 18 日から禁止措置を実施しています。今般、日本国政府は、当該措置を実施期限であった本年 4 月 13 日から 2 年間延長（平成 29 年 4 月 13 日まで）することを決定しました。

つきましては、当該措置の実効性を確保する観点から、引続き下記のとおりご協力いただきますよう、貴会会員の皆様へのご周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 関係書類の精査等について【輸出】

第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出を防止する観点から、周辺国等へ輸出される貨物に係る契約書等の関係書類の精査を実施していただくなど、本措置の実効性の確保にご協力をお願いいたします。

2. 原産地証明書の提出について【輸入】

以下のとおり、北朝鮮周辺国を仕出しとする 16 品目については、輸入申告の際に原産地証明書の提出をお願いいたします。

(1) 対象国

中国（香港及びマカオを含む。）、韓国、ロシア

(2) 対象品目

あさり、まつたけ、うに、しじみ、ずわいがに、けがに、赤貝、えび、
うにの調製品、なまこの調製品、ひらめ、かれい、たこ、はまぐり、あわび、
さるとりいばらの葉

（統計品目番号については別添を参照願います。）

3. 情報提供について【輸出入】

申告関係書類を整える段階において、不審点等を発見された際は、速やかに税関に連絡いただきますよう併せてお願い申し上げます。

(別添)

原産地証明書の提出を求める品目

統計番号	品名 (概略)		関税率			
			基本	協定	暫定	特惠
0307. 71-320	あさり (活もの、生鮮、冷蔵)		10%	7%		×無税
0709. 59-011	まつたけ (生鮮、冷蔵)		5%	3%		無税
0308. 21-200 0308. 90-211	うに	(生鮮、冷蔵)	10%	7%		×無税
0308. 21-100 0308. 90-110		(活もの)	無税	無税		
0308. 29-210 0308. 90-291		(冷凍)	10%	7%		×無税
0308. 29-290 0308. 90-411		(乾燥、塩蔵、塩水漬)	10%	7%		×無税
0307. 91-092	しじみ (活もの、生鮮、冷蔵)		10%	7%		×無税
0306. 24-121	ずわいがに	べにずわいがに	6%	4%		×無税
0306. 24-129		ずわいがに	6%	4%		×無税
0306. 14-020		(冷凍)	6%	4%		×無税
0306. 24-140	けがに	(活もの、生鮮、冷蔵)	6%	4%		×無税
0306. 14-040		(冷凍)	6%	4%		×無税
0307. 71-310	赤貝 (活もの)		10%	7%		×無税
0306. 26-110 0306. 27-119	えび	(活もの)	4%	1%		×無税
0306. 16-200 0306. 17-200		(冷凍)	4%	1%		×無税
1605. 62-000 1605. 69-100	うにの調製品		12%	10%		8% ×無税
1605. 61-000	なまこの調製品		12%	10%		8% ×無税
0302. 29-000	ひらめ		5%	3.5%		×無税
	かれい					
0307. 59-100	たこ (冷凍)		10%	7%		5% ×無税
0307. 71-200	はまぐり (活もの、生鮮、冷蔵)		5%	3.5%		×無税
0307. 81-000	あわび	(活もの、生鮮、冷蔵)	10%	7%		×無税
0307. 89-100		(冷凍)	10%	7%		×無税
1404. 90-492	さるとりいばらの葉		10%	6%		無税